

宝塚市地域公共交通計画策定業務 仕様書（案）

宝塚市地域公共交通協議会

宝塚市地域公共交通計画策定業務 仕様書（案）は「宝塚市地域公共交通計画策定業務に係る指名型プロポーザル方式による業者選定及び契約に関する実施要領 10 契約」による仕様書(案)である。

第1条 総則

宝塚市地域公共交通計画策定業務 仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、宝塚市地域公共交通計画策定業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 本業務の履行にあたっては契約書のほか、兵庫県県土整備部監修の「委託業務関係共通仕様書（令和2年10月）」、及び本仕様書によるものとする。

3 契約書及び本仕様書に明記のない事項、ならびに本業務に関して疑義を生じた場合は、発注者と協議することとし、その協議の結果により実施するものとする。

4 受注者は本業務に関し知り得た知識を第三者に漏らしてはならない。また、原則として業務の処理を他に委託し、または請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

5 本業務委託時に発注者が提供した資料は、業務完了後、提出書類とともにこれを返却するものとする。

第2条 業務期間 契約締結日から令和4年3月22日まで

第3条 業務目的

宝塚市ではこれまで、「宝塚市地域公共交通総合連携計画」を策定し、市を中心に市民や交通事業者、関係機関の総意と協力のもとで、公共交通の抱える現下の問題点に対する具体的な解決策に加え、宝塚の将来の公共交通のあり方を検討するとともに、これらの実現に向けた施策、事業等の内容を明確にし、この実施を図ってきた。

しかし昨今、宝塚市でも人口減少局面となり、これに伴い民間公共交通サービス需要の縮小が生じていることや運転士不足の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響など、現在の公共交通サービスの維持・確保が厳しくなってきている。このような中では、必要な市民生活が営めなくなっていく恐れも想定しうることから、それを防ぐため計画的に対応していくことが求められている。

宝塚市では、上位計画である第6次宝塚市総合計画によって「活動・活躍できる場（舞台）をつくり、暮らし（舞台）を支え、まち（舞台）を未来につなげていく」ことを目指し、住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまちに近づけることを目標としている。この目標に対し、市民が必要な通院や通学、買い物など、交通を利用した移動を伴う活動を実現できるように、必要となる最も効率的かつ持続可能な移動手段を定めるため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「法」という。）に十分に留意し、計画期間を令和4年度から令和12年度とする「宝塚市地域公共交通計画」（素案）（以下、「交通計画」という。）を策定することを目的とする。

なお本交通計画は、宝塚市の上位施策である宝塚市総合計画、宝塚市都市計画マスタープラン、宝塚市立地適正化計画等と整合し、兵庫県の公共交通計画や宝塚市の福祉施策、観光施策等との連携を図るものとする。

第4条 業務の内容

業務内容の詳細については、プロポーザル審査の結果、受託候補者として選定された業者の企画提案をもとに受託候補者と協議の上、仕様書を確定する。以下は、現在発注者が考える業務内容である。ただし、これに拘束されることなく、第6次宝塚市総合計画の目標の達成に資する自由な発想による効果的、効率的な提案を歓迎する。

1. 交通計画策定に向けた基礎調査、評価、計画とりまとめの実施

① 市内公共交通サービスに関する現状と将来見通しを把握し整理する。

- ・公共施設や交通施設、集客施設、通勤通学などの公共交通を利用した移動目的地となる主要な施設等の配置を把握し整理する。
- ・既存の民営公共交通サービスの供給状況を把握し、整理する。なお、必要に応じ運行事業者からの提供資料を整理する。
- ・宝塚市統計情報より町名ごとの人口の分布状況図を整理する。
- ・地形図を基に鉄道駅等からの勾配が急な地域を整理する。
- ・公共交通に対する、コロナ禍による収入減等のトレンドを把握し整理する。
- ・生活様式、社会経済、技術等の公共交通を取り巻く社会情勢に関し、現時点における将来動向の見通しについて、一般的な知見を整理する。

② 市民生活における移動を伴う活動について整理する。

- ・移動を伴う活動を、移動目的ごと（通院や通学、買い物など）に示す。

③ ②で整理した活動ごとに、実現状況を整理し、評価する。

- ・活動ごとの実現状況は、①の状況整理と照らして、頻度や時期・タイミング、要する時

間などを整理する。

- ・整理結果をもとに、実現状況进行评估する。
- ・評価は、発注者と協議の上実施する。

④ ③の評価結果より活動が実現できていないケースを示す。

- ・ケースは、場所(地域など)や個人属性(特定の人の特徴など)を抽出して示す。
- ・示したケースと合わせ、現計画である宝塚市地域公共交通総合連携計画に照らして、過不足事項を抽出し、フォローアップを行う。

⑤ ④で抽出したケースに対し、解消するための移動手段を提案する。

- ・移動手段は、デマンド交通や乗合タクシー等の事業・施策案をケースごとに、複数案提示する。
- ・提案する移動手段は効率的かつ持続可能と考えられる手段とする。効率的な手段とは、経済的であることを想定している。持続可能とは、民営公共交通事業の現状を考慮した上で、急な公的負担の増大や、公的負担の際限ない増加などが無いことを想定している。
- ・移動手段は必ずしも単一施策に限らないことを考慮すると共に、段階的な施策や、複数施策でも可とする。
- ・これらの中から、公共交通として実施すべきものを示す。
- ・公共交通として実施すべき移動手段ごとに必要となる費用を示す。
- ・上記で必要となる費用は、市が担うべき公的負担等の内訳も示す。

⑥ ⑤の提案を基に、実施に向けた優先度を定める。

- ・移動手段ごとに、公共性の観点や経済性の観点等を勘案し、総合的な優先度を示す。

⑦ ①～⑥を踏まえ、交通計画をとりまとめる。

- ・地域公共交通計画等の作成と運用の手引きに留意する。
- ・第6次宝塚市総合計画の目標達成に資する、公共交通分野と他行政分野間で相互に効果が発現する施策についても、必要に応じて言及する。
- ・生活様式、社会経済、技術等の公共交通を取り巻く社会情勢に関する将来動向等を考慮した、計画期間中の計画見直しの考え方も同時に示す。

2. 協議会及び宝塚市が開催する会議の支援

本業務の履行に関係する宝塚市地域公共交通協議会や宝塚市地域公共交通会議等の開催支援を行う。

開催回数は各5回を予定している。

第5条 業務の成果物

(1) 報告書 1部

(計画(素案)、打合せ記録簿、協議会資料、議事録を含む、A4版、ファイル綴り)

(2) 報告書電子データ (CD-R) 3部

(3) その他、本業務において使用した資料及びデータ

第6条 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルスの拡大防止措置及び作業従事者等の健康管理に十分留意し、業務を実施すること。

作業従事者が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者であることなど、業務実施において支障が生じることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。

なお、新型コロナウイルス感染症が要因で、一時中止、工期の見直し等が必要になった場合においては、発注者と協議するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

第7条 その他

成果品および日常の受発注者間で使用するデータは、原則として容易に内容を加除できる仕様にて提出すること。

以下については、宝塚市ホームページにて閲覧可能である。

- ・宝塚市地域公共交通総合連携計画
- ・宝塚市地域公共交通協議会・会議の記録(平成28年以降)

以上